



イノシシの侵入に備え、丁寧に柵を設置していく



毎年経験を積み重ね、作業スピードも向上した



設置が完了した圃場



取材にご協力いただいた役員の皆さん

●**対策に至る経緯**

石鳥谷町の北西部に位置する富沢地区は、小区画・用水、排水不良の農用地が多く、大半の圃場が未整備状態にあります。法人で管理している圃場は水稲とナンプコムギです。

以前は防虫ネットのような道具を使って対策を行っていましたが、圃場を踏み荒らしたり、臭いを付けていたりするイノシシが急速に増えてきたことで、令和元年から電気柵を導入しました。地区住民の大半が法人の構成員であることから、一体となった対策に踏み切ることができました。

●**現在の取り組み**

今は、法人が管理する約60haの農地のうち、約19haで鳥獣被害対策を講じ、作業は法人の役員が中心となって行っています。

最初はマニュアル通りに設置していましたが、前述の通り未整備の圃場が多く、地面の高さにもばらつきがあったことで、所々の隙間からイノシシが侵入してしまいました。翌年からは電柵と地面の高さが均一になるように細かく測定しながら設置を行い、被害をぐっと抑えられるようになりました。また、雑草が電柵に触れてしまうと電圧が弱まってしまつことから、こまめな草刈りも欠かせません。

●**これからの展望**

2〜3年後には基盤整備が入ることになっており、作業効率の向上に繋がると期待を持っています。また、ナンプコムギは面積増の予定で、それに伴って対策面積も拡大する方針です。鳥獣被害対策は「継続すること」「広範囲で行うこと」によって効果を発揮します。私たちも何年か実践して反省と改善を繰り返すことで、地区の特徴に即した対策が分かるようになってきました。最近では近隣の地区でも対策の輪が広がってきており、一層皆で力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。

事例紹介

継続は力なり！
イノシシ被害に立ち向かえ
～花巻市石鳥谷町・農事組合法人とみさわ～



石森 武 代表

JAへのお問い合わせ

●JAの鳥獣被害対策支援事業に関すること
担当:営農部 営農企画課
TEL: 0198-23-0985

●電気柵の購入に関すること
担当:営農部 生産資材課
TEL: 0198-22-6192



お気軽にご相談ください！

JAいわて花巻
オリジナルキャラクター
「ミレットマン」

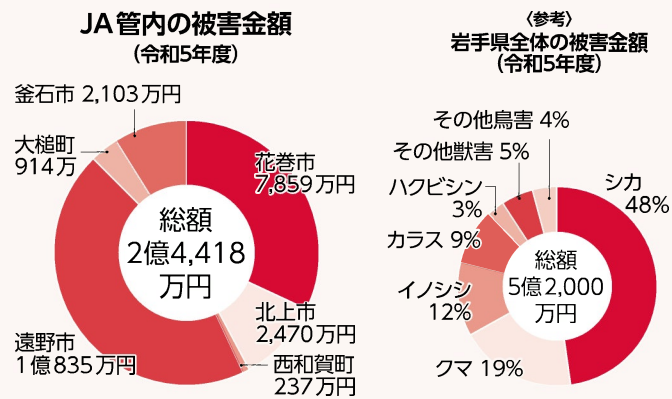
自治体が発信する鳥獣被害対策情報をチェックする

＜岩手県＞ 岩手県 鳥獣被害 担当:農林水産部 農業振興課 TEL: 019-626-5641	＜花巻市＞ 花巻市 鳥獣 山林 担当:農林部 農村林務課 TEL: 0198-23-1400	＜北上市＞ 北上市 鳥獣 担当:農業振興課 園芸畜産係 TEL: 0197-72-8238	＜西和賀町＞ 西和賀町 鳥獣被害 担当:農林課 TEL: 0197-85-3415
＜遠野市＞ 遠野市 鳥獣害対策 担当:産業部 農林課 TEL: 0198-62-2111	＜大槌町＞ 大槌町 鳥獣対策 担当:産業振興課 TEL: 0193-42-8717	＜釜石市＞ 釜石市 林業振興係 担当:産業振興部 水産農林課 林業振興係 TEL: 0193-27-8426	



被害の現状

JA管内において鳥獣被害が多発しています。シカやクマ、イノシシをはじめ、農作物への影響が深刻化するなかで、個人のみならず地域が一体となった対策が求められています。今後の取り組みのポイントについて、岩手県の鳥獣被害対策担当の村田就治さんにお聞きました。



被害の傾向

各市町の農業産出額に差はあるものの、広い地域でニホンジカによる被害が相次いでいます。水稲の踏み倒しや食害、牧草や果樹においても食害が深刻となっています。クマについては、保管飼料やコメの食害、さらには倉庫の破壊や人身被害も発生しています。イノシシによる畦畔の掘り起こし被害も確認されています。釜石市ではサルによる被害が増加しており、令和5年度の被害額は約290万円にのぼりました。

POINT
「三本柱」の実践で被害軽減



岩手県 農林水産部 農業振興課 村田 就治 特命課長

野生鳥獣による農作物被害を低減させるためには、つかまえる（捕獲）、まもる（柵の整備）、よせつける（農地周辺の環境管理）の三本柱を地域ぐるみで徹底することが重要です。特に、藪の刈払いや野菜くず等の処理、収穫しない果実の撤去などの環境管理については、地域の皆さんに主体的に取り組んでいただく必要があります。

県では、鳥獣被害対策に係る補助事業のほか、鳥獣被害対策のアドバイザー派遣等も行っていますので、鳥獣被害対策でお困りの際には、振興局農政部・農林振興センターや農業改良普及センターにご相談ください。

JAの独自支援策

JAでは、管内で深刻化している有害鳥獣による農産物への被害を防止するため、電気柵の導入や、狩猟免許の新規取得・更新に必要な経費に対する支援を行っています。組合員の負担軽減や農産物の品質向上、さらには鳥獣害対策による減収抑制に貢献することを目的としています。

- 対象者 ▶ 当組合の組合員または組合員が組織する団体等
- 対象圃場 ▶ 主として販売（給餌）目的の農産物を栽培（予定含む）する圃場とし、一部自家消費を含むもの。
- 事業対象

支援対象経費	支援限度額	注意点
実施期間内において、当 JA グリーンセンター各店で購入した資材	グリーンセンター各店で購入した資材の消費税相当額 ・個人申請の場合 ... 上限 5 万円 ・団体申請の場合 ... 上限 10 万円	設置費用は対象外

② 狩猟免許の新規取得

支援対象経費	支援限度額	注意点
狩猟免許試験申請費用の一部	5,200 円	行政助成等との重複申請は不可

NEW

③ 狩猟免許の更新

支援対象経費	支援限度額
実施期間内に免許更新に要する費用	・1 件あたり 1,450 円 ・複数同時更新の場合は 2,900 円

期 間 ▶ 令和7年3月1日～令和8年2月 28 日

※1支援対象者あたり年1回の申請とします。※予算額に達した時点で当年度事業を締め切ります。

このような状況を踏まえ、当JAでは鳥獣被害対策にかかる費用に対する支援を実施しています。具体的には電気柵導入や狩猟免許の新規取得にかかる経費の一部を支援しており、今年度からは新たに狩猟免許の更新費用を対象に加えました。ぜひお気軽に当JAグリーンセンターや営農センタリ、組合員課へご相談ください！

POINT
支援活用で対策強化を！



JAいわて花巻 営農部 営農企画課 小原 透 課長